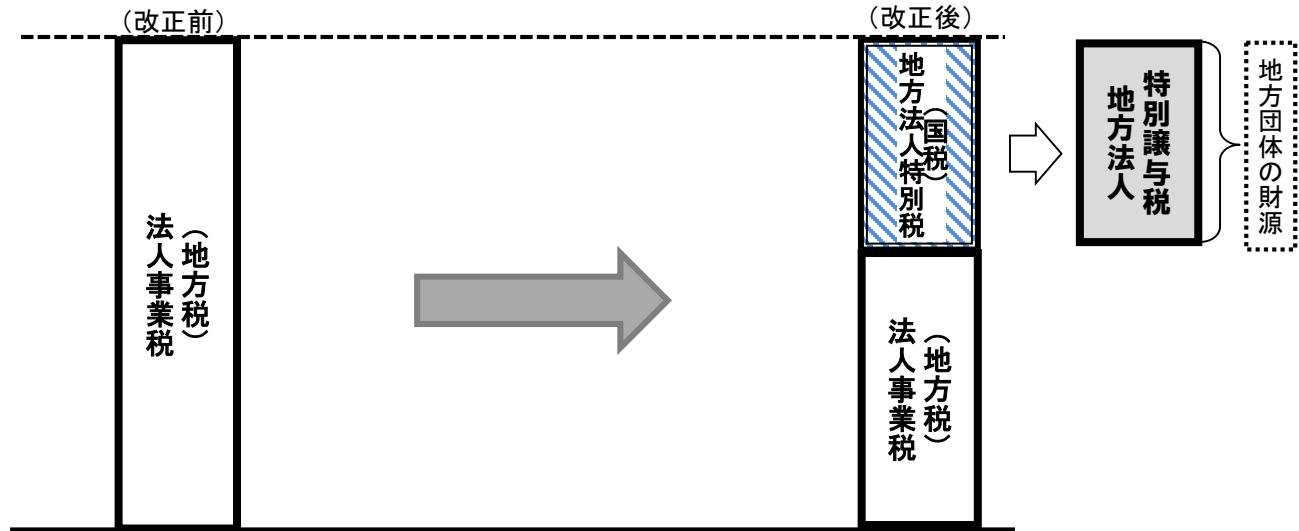


譲与税化と交付税原資化

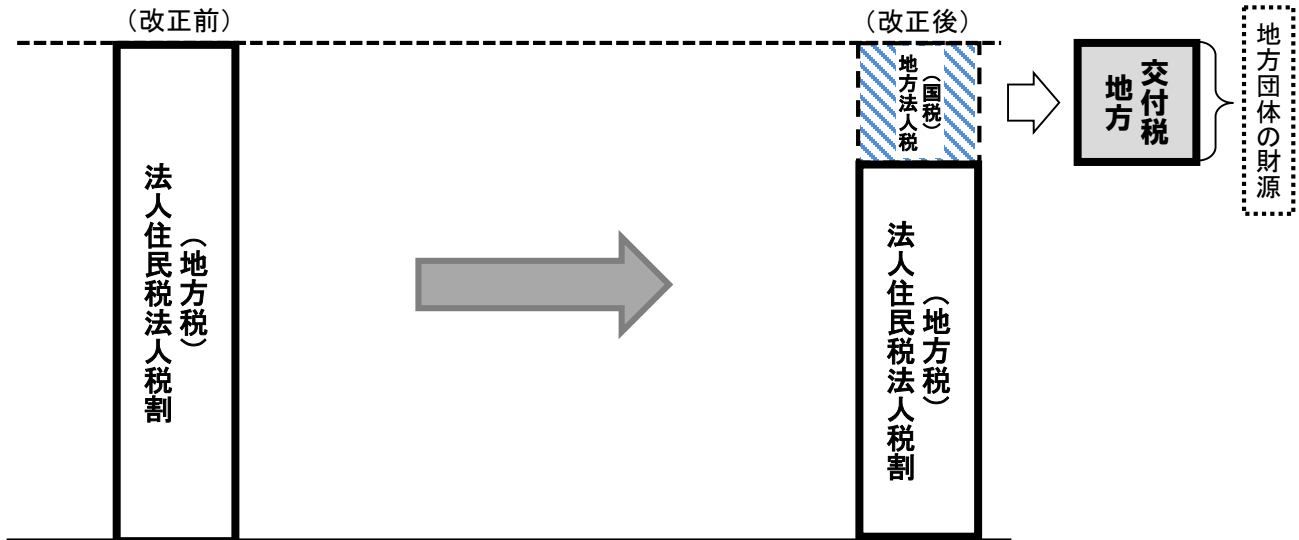
これまで採られた偏在是正の基本的な仕組み
(第4回検討会資料「地方譲与税と地方交付税」より)

(参考)近年において採られた偏在是正の手法

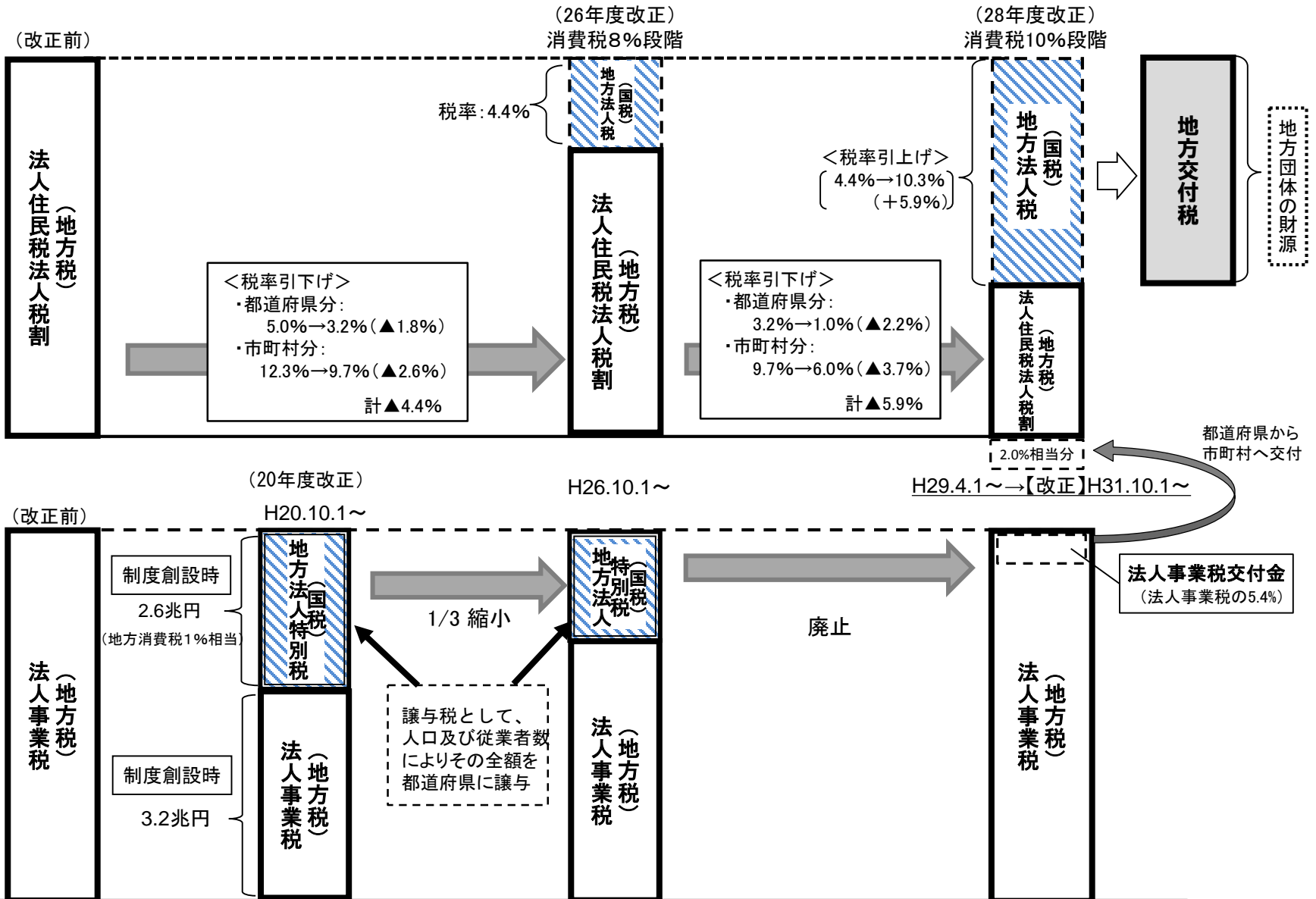
譲与税化の手法



交付税原資化の手法



(参考)消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正



地方法人特別税・譲与税の概要

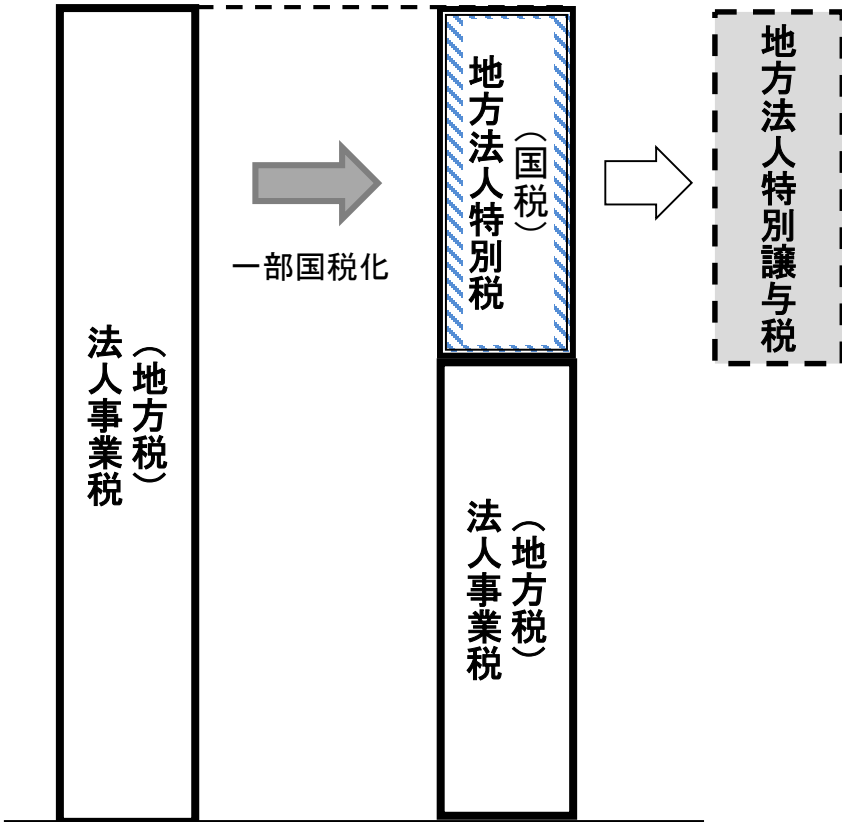
○地方法人特別税

趣旨・目的	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施
課税主体	国 ※都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収(法定受託事務)
納税義務者	法人(法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者)
課税客体	法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額
課税方式	申告納付 法人事業税の申告の例により、法人事業税の申告と併せて申告納付。 都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込む。
課税標準及び税率	外形標準課税対象法人 : 基準法人所得割額(法人事業税所得割の額)、414.2% 外形標準課税対象外法人: 基準法人所得割額、43.2% 収入金額課税対象法人 : 基準法人収入割額(法人事業税収入割の額)、43.2%

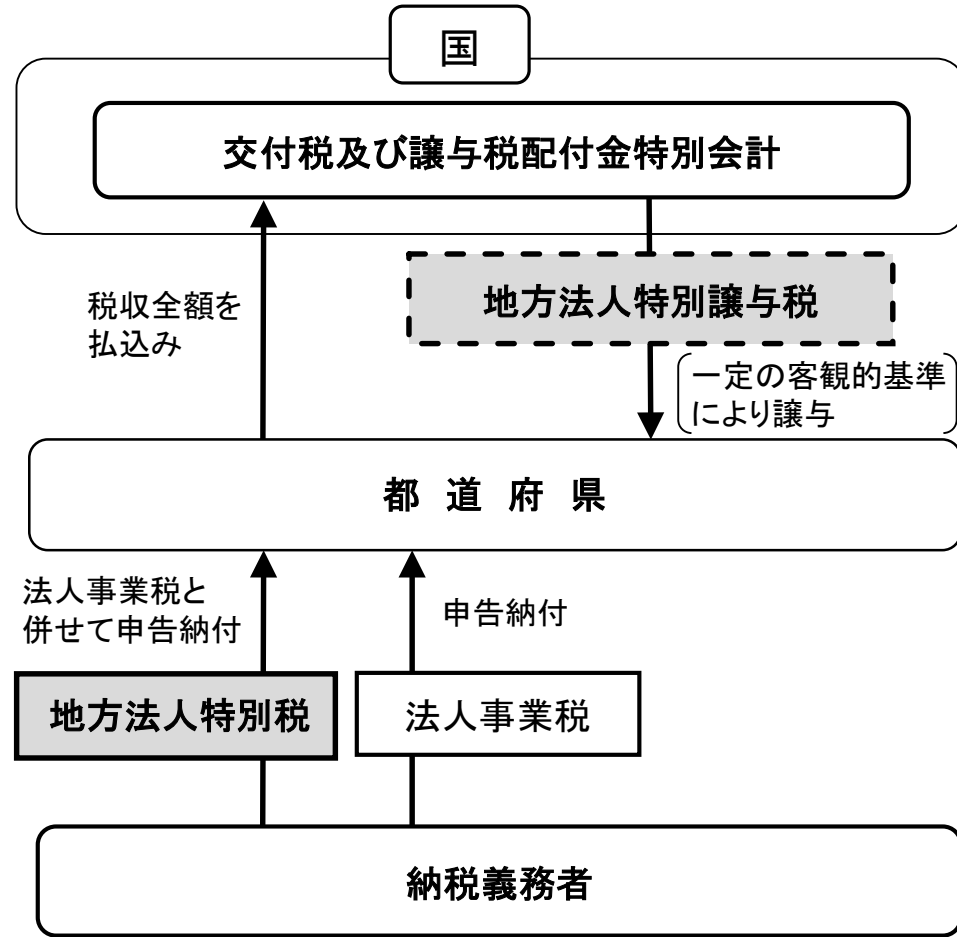
○地方法人特別譲与税

譲与総額	地方法人特別税収入額の全額
譲与団体	都道府県
譲与基準	1/2: 直近の国勢調査における人口 1/2: 直近の経済センサス基礎調査における従業者数
使途	条件・制限無し
譲与時期	5・8・11・2月

<地方法人課税の譲与税化>



<申告納付・払込み・譲与の流れ>



譲与税の地方の実質的税源としての位置付け

衆議院総務委員会 平成20年2月22日 増田総務大臣答弁

まず、今回の地方法人特別税でございますが、形式上は、形の上では国税という形をとっております。

問題は、なぜこういう形で偏在是正をしなければいけないのかということにかかっておりまして、応益性というのが地方税の大原則であるわけでございまして、それぞれから取る税で何かサービスを提供する、この関係ですね、応益性という関係があるわけでございますが、その関係をずっと突き詰めていきますと、どうしても税の偏在というものがますます大きく広がっていくような形になっていく。したがって、形式上は国税という形で、まさに言葉としては再配分をするような形をとらせていただきましたけれども。

しかし、これは、大きく考えますと、地方税の偏在是正をするために新たにつくった税であるということ、そういう税の創設目的と、それから、徴収のやり方も、現実に地方税である都道府県の法人事業税と賦課徴収する形で、一体としてこういうふうに納めていただくということからして、実質的に我々は地方の税源そのものであるというふうに考えております。

『改正地方税制詳解』（平成20年 財団法人地方財務協会）

また、地方法人特別税は、国が課税権を有するため、地方税ではなく国税である。しかし、都道府県税である法人事業税の一部を分離し創設される税であること、地方税収の偏在を是正するため税収を都道府県に一定の基準で還元する目的で創設される税であること、都道府県が引き続き法人事業税と併せて賦課徴収する税であること、これに伴い、新たな法律案では国税に適用される国税通則法を適用しないことにしている他、国税徴収法の適用に当たっては地方税とみなすなどとしていることから、実質的に地方の税源と考えられるものである。

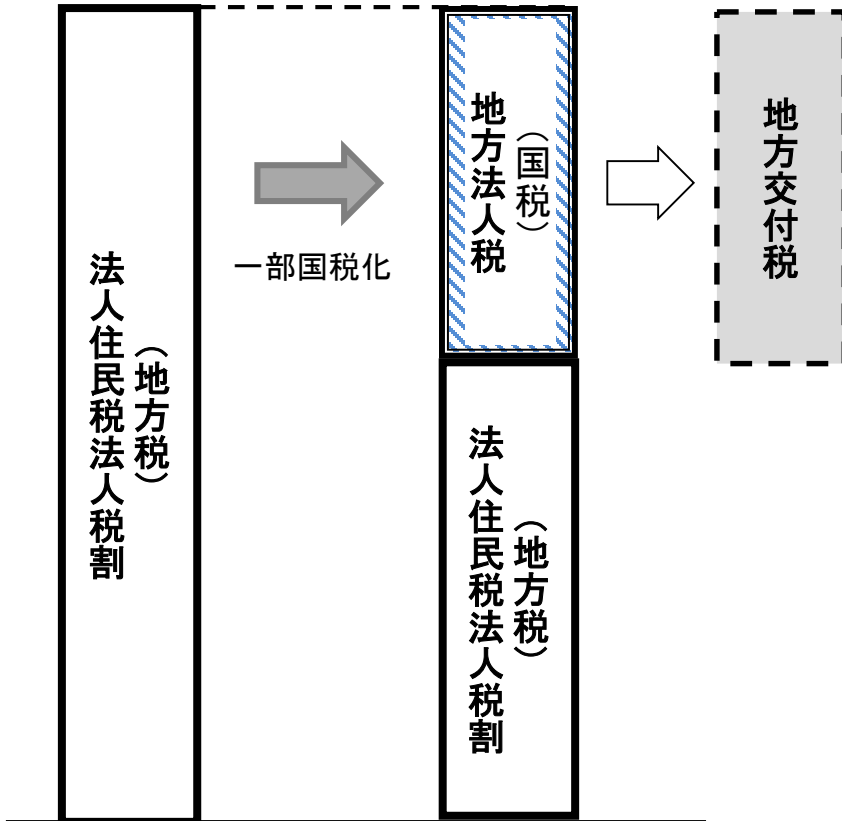
地方法人税(法人住民税法人税割の交付税原資化)の概要

○地方法人税

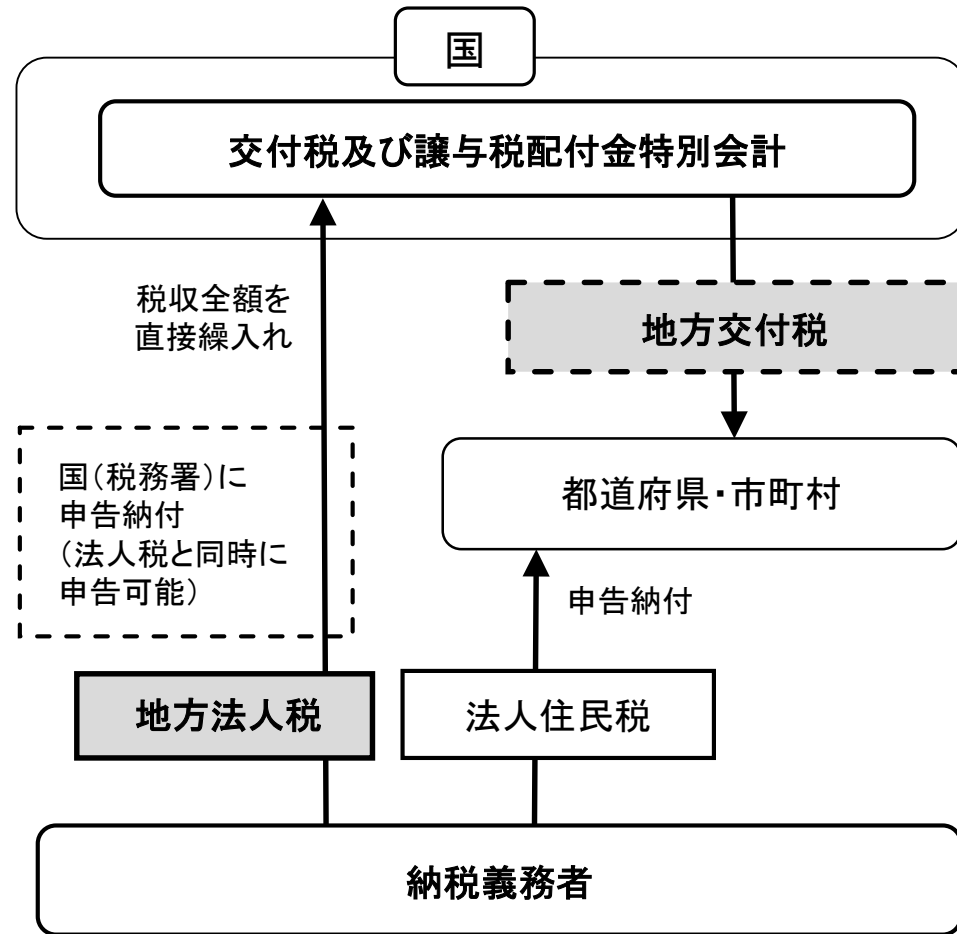
趣旨・目的	地方交付税の財源を確保するため
課税主体	国
納税義務者	法人(法人税の納税義務者)
課税対象	基準法人税額(法人税の確定申告書を提出すべき法人の各事業年度の所得に対する法人税の額 等)
課税方式	申告納付
課税標準及び税率	課税標準法人税額(基準法人税額)、4.4%

- 法人住民税法人税割の交付税原資化では、新たに創設した地方法人税について、課税ベースを法人税に合わせることにより、納税者は法人税と同時に申告納付し、国が賦課徴収する仕組み。

<地方法人課税の交付税原資化>



<申告納付、交付等の流れ>



地方法人税(交付税原資化)の位置付け(地方の税財源としての性格)

衆議院予算委員会第二分科会 平成26年2月26日 新藤総務大臣答弁

今回の税制改正は、税制抜本改革法の規定を踏まえて、地方消費税の充実によって地域間の財政力格差の縮小を図る、地域間の財政力格差が拡大してはならない、こういう観点から、偏在性の大きい法人住民税の法人税割の一部を地方法人税として国税化をする、国税化はしますが、その税込額は地方交付税の原資に繰り入れる、全額地方のために使う、こういうふうになっているわけでありまして。

法人住民税の国税化は、地方消費税の税率引き上げにより地方の税財源が拡大する中で行うものでありますから、そして、国税化された税込額は地方の固有財源として交付税に使われるわけでありまして、逆に、地方の貴重な税財源の充実になっていく。それは、財政力の弱い自治体にとっては財政運営の自主性と自律性が高まるという意味においては、その部分においての地方分権というのは逆に自律性が高まるんだ、このように私は理解をしております。

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

(4) 具体的な対応策

(略)

したがって、当検討会としては、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定(「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」)に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべきであると考えている。(略)

この場合、法人住民税法人税割の一部は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税の原資に国税化された額の全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはないことに留意する必要がある。(略)

交付税及び譲与税配付金特別会計への直接の払込みについて

地方交付税原資

【国徴収】

所得税 : 33.1%
法人税 : 33.1%
酒 税 : 50%
消費税 : 22.3%

【国徴収】

地方法人税 : 全額

地方譲与税財源

【国徴収】

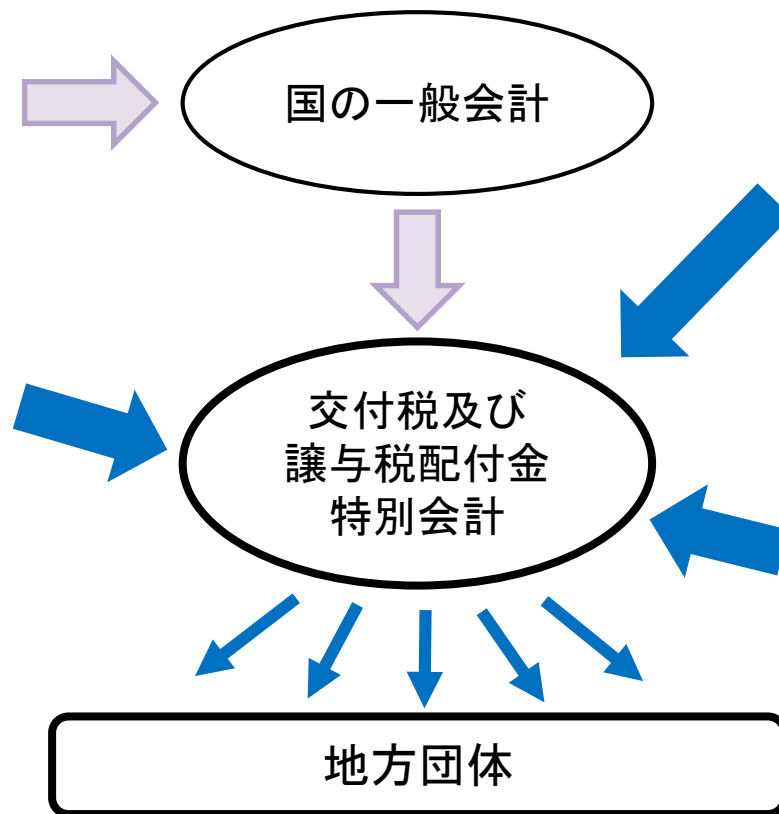
地方揮発油税 : 全額
特別とん税 : 全額
石油ガス税 : 1/2
自動車重量税 : 1/3(※1)
航空機燃料税 : 2/13(※2)

(※1) 当分の間、407/1000

(※2) 平成31年度まで2/9

【地方徴収】

地方法人特別税 : 全額
森林環境税(仮称) : 全額



平成30年3月2日 参議院予算委員会 野田総務大臣答弁 (抄)

地方税の充実と併せて、補完的に偏在を是正する観点から、地方譲与税や地方交付税の原資とするために地方法人特別税や地方法人税を国税とする仕組みを取り入れてきたところですが、この仕組みにおいては、税金は交付税及び譲与税配付金特別会計に直入して、そして全額を譲与、交付することで地方の固有の財源であることを明確にしているところです。

譲与税化と交付税原資化について

第4回検討会(地方譲与税と地方交付税)における委員からの主な意見

- 偏在是正の手法として、大きく譲与税化と交付税原資化の手法があることが理解できた。
- 新たな偏在是正措置については、都市と地方が支え合う、持続可能な社会の構築に向けて、実効性のある措置としていただきたい。
- 地方譲与税についての考え方は次第に変化してきており、近年、新たな類型が増えてきているものと理解した。
譲与税化と交付税原資化については、今後、両者のメリット・デメリットをはじめ様々な論点について考えていく必要がある。
- (具体的な方策については今後の議論であるが、)今後の検討を進める上では、これまでの仕組みと同様に、地方税財源としての性格を明確にするため、交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することは必要となるのではないか。
また、納税者である法人や、地方団体が行う課税実務にも配慮した検討が必要となるのではないか。

(1) 譲与税化する場合の留意点

(地方譲与税の性格の観点等から)

- これまでの偏在是正措置においても、地方税の一部を譲与税化したものについては、「実質的な地方税源」とされており、地方税財源として、より地方税に近い性格を有する。

(地方団体の立場から)

- 地方譲与税は、各地方譲与税がそれぞれ客観的な指標に基づいて譲与されるため、譲与税化された財源の再配分の状況が明確。
- また、あらかじめ設定された客観的な指標に基づいて譲与されるため、地方団体において、収入に対する予見可能性が高い。
- 地方譲与税は、(対象税目を法人事業税とする場合に)賦課徴収を担う不交付団体にも譲与される。

(偏在是正効果の観点から)

- 地方譲与税は不交付団体にも譲与されるため、交付税原資化と比較して、一定の偏在是正効果を得る場合に必要となる地方税の譲与税化の規模が大きくなる。

(2) 交付税原資化する場合の留意点

(地方団体の立場から)

○ 交付税原資化の場合、地方交付税総額の一部となり、また、地方交付税は地方団体の財政需要と収入の状況に基づいて交付されることから、交付税原資化された財源だけを取り出して、どの地方団体にどれだけ配分されるか特定しがたいとの指摘があり得る。

○ 地方交付税は、(対象税目を法人事業税とする場合に)賦課徴収を担う(注)不交付団体には交付されない。

(注) 法人事業税は、社会保険診療報酬の実質非課税措置など、法人税とは課税ベースが大きく異なるため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化するために創設された「地方法人税」のように国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要。

○ 全ての都道府県において地方税の大幅な減収が一旦生じるため、留保財源部分も含め、財源措置が確実になされるのか財政運営上の懸念を抱かれる可能性がある。

(注) 法人住民税の一部交付税原資化は地方消費税の税率引上げとセットの措置であることに留意が必要。

(偏在是正効果の観点から)

○ 交付税原資化は、同規模の措置を講ずるとすると、譲与税化と比較して、偏在是正効果が大きい。

譲与税化と交付税原資化の考え方

検討の視点

- これまでの偏在是正措置において、譲与税化も交付税原資化も、いずれも地方税財源としての性格を明確にしてきているところであるが、地方税の一部を譲与税化したものについては「実質的な地方税源」とされており、より地方税に近い性格の地方財源と考えられること。
- 地方譲与税は、各地方譲与税がそれぞれ客観的な指標に基づいて譲与されるため、財源の再配分の状況が明確であるとともに、収入に対する予見可能性が高いと考えられること。
- 地方交付税は、賦課徴収を担う不交付団体に交付されないが、地方譲与税は、不交付団体にも譲与されること。
- 一方で、地方譲与税は不交付団体にも譲与されるため、一定の偏在是正効果を得る場合に必要となる地方税の譲与税化の規模が、不交付団体に交付されない交付税原資化の場合と比較して、大きくなること。

考え方

地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の方策については、譲与税化により実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることとしてはどうか。

一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討することとしてはどうか。